敦賀市上下水道管理・更新一体マネジメント事業　要求水準書（素案）に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目①	細目②	項　目　名	質問の内容	回答
1	1	1	2		(3)		業務概要	事業の対象施設【別紙1】について、土木・建築の躯体や付帯（内部防食・防水、手摺、蓋類等、仕上げ等）が含まれていない施設がありますが、本事業の対象外という認識でよろしいでしょうか。	土木・建築の躯体及び付帯施設も、対象施設の機能を維持するために必要な範囲で本事業の対象に含みます。別紙1の機器リストに個別記載がないことのみをもって対象外とはなりません。
2	1	1	2	1			業務期間	引継期間（開始時）の維持管理費用は市側でしょうか。事業者側でしょうか。	引継期間（開始時）における引継ぎ及び事業開始準備に要する費用は、原則として事業者の負担とします。ただし、履行期間開始前に市が行う施設の維持管理に要する費用は市が負担します。
3	1	1	2	1			業務期間	引継期間（終了時）の維持管理費用は事業者側でしょうか。次期事業者側でしょうか。次期事業者で発生する労務費等費用は次期事業者で対応することでよろしかったでしょうか。	引継期間（終了時）においても、施設の維持管理業務は履行期間満了まで現事業者が実施します。現事業者が行う引継ぎに要する費用は現事業者の負担とし、次期事業者が行う準備、人員配置及び教育等に要する費用は次期事業者の負担とする想定です。
4	1	1	2	1	(3)		業務概要	「～（以下、「施設」という。）」の定義について、後続の記載における「施設」の対象範囲が曖昧な箇所が散見される。本業務には上下水施設および上下水管路施設の両方が含まれるため、文中の「施設」に下水道管路施設が含まれるかどうかが判別できない。定義の範囲を明確にした上で、表記の統一をお願いしたい。	ご意見を踏まえ、用語集等において用語の定義及び対象範囲を整理し、誤解が生じないよう表記の統一を図ります。なお、「施設」は上下水道施設及び上下水道管路施設を含む総称として使用しており、第6章から第8章においては、管路施設とそれ以外の施設を区分して整理しています。
5	2	1	2	2			業務範囲	今回の公表資料より任意事業に対する記載がありませんが、SPCが独立採算で行う事業について考えをお示しいただけますでしょうか。	ご意見として承ります。なお、現時点において任意事業は想定していませんが、本事業の目的達成及び要求水準の確保に支障がない範囲において、SPCから提案があった場合は、その実施の可否について検討します。
6	4	1	4	2	(1)		委託等に関する事項	主要な部分とは具体的にどの業務のことを指していますでしょうか。	「主要な部分」とは、事業全体を横断して履行を統括する機能や、市が事業者の能力を審査する前提となる中核的な業務を指します。
7	5	1	4	2	(6)	1)	組合実施業務（随意契約業務）	随意契約理由について市との共有をお願いしたい（説明責任）。	管工事組合の取扱いに係る理由は、上下水道施設の維持管理において緊急対応に必要な技術、ノウハウ及び実績を有していることに加え、市と災害時における応急対策に関する協定を締結している市内唯一の組織であることを踏まえたものです。
8	7	1	5	2	(3)	—	協力業務 協力義務	「市が主催するイベント等」とは、具体的にどのようなイベントを想定していますか。 実施実績があれば、年間の開催回数、開催時期、事業者に求める協力内容等についてご教示ください。	現時点では、水道フェス（年1回程度）、防災訓練（年1回程度）のほか、上下水道に関する広報活動等を想定しています。事業者には、展示・説明対応、訓練への参加その他市が依頼する運営補助等を求める場合があります。開催時期及び具体的な協力内容については、実施内容に応じて市から事前に協議する予定です。
9	8	1	6		(2)		プロフィットシェア	費用削減効果の配分はどのように決定するのか。	費用削減効果の配分については、削減効果の内容等を踏まえ、市と事業者との協議によりその都度決定する想定です。

敦賀市上下水道管理・更新一体マネジメント事業　要求水準書（素案）に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目①	細目②	項　目　名	質問の内容	回答
10	10	2	3				保険	契約時に事業期間10年分を一括で契約する必要はあるか。年度更新でもよろしいか。	事業期間10年分を対象とする補償又は保証を一括して確保することまでは求めません。必要な補償又は保証が事業期間を通じて確保されることを条件に、年度ごとの更新も可能とする想定です。なお、契約履行保証その他事業契約書において事業期間を通じた確保を求めるものについては、この限りではありません。
11	12	3	2	1	(2)		性能規定	第5章 住民対応業務　市の制度に関する苦情など事業者の責によらない件や要望は対象外で良いか？　またその判断はどのように行うのか？　⇒満足度アンケートの結果などに変更してはどうか 第7章 管路施設の維持管理業務（下水道事業）　道路陥没の定義がないこと、管路全体の状況が不明の状態であり、さらに防止のために提案する費用（調査、修繕等）が全て認められる保証もないため、責任のある提案数値を示すことは不可能であり、指標として不適当と判断する。⇒当初はPIを調査延長割合などとし、数年後（3～5年）に調査結果に基づきPIを設定してはどうか？（不良個所の改善率などが考えられる） ※　第6章 水道事業における漏水発生件数も同様	管路施設に係る業務指標（PI）は、本事業の効果測定のために確認するものであり、ペナルティの対象とすることは想定していません。なお、業務指標（PI）は事業者からの提案も踏まえて設定することを想定しており、記載の方法についてはご意見を踏まえ検討します。
12	12	3	2	1	(2)	－	性能規定	PI指標として、漏水発生件数、年間道路陥没件数及び上下水道サービスに起因する苦情件数が設定されていますが、これらの指標は事業者の努力により完全にコントロールできるものではなく、要求水準未達の際のペナルティの適用から除外いただきますようお願いいたします。	No.12の回答をご参照ください。
13	13	3	2	2	(2) (3)	—	施設機能確認の実施方法 確認結果及び保管	3.2.2（2）では、事業開始時に主要な施設の機能及び健全性を確認することとされています。 一方、3.2.2（3）では、その結果を「施設機能確認報告書（事業開始前）」として整理するとされています。 施設機能及び健全性の確認は、事業開始前に実施するとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。施設の機能及び健全性の確認は事業開始前に実施する想定です。
14	13	3	2	2	(2)	—	施設機能確認の実施方法	（上記の質問の続き） 主要な施設の機能及び健全性を確認を事業開始前に実施する場合、確認に必要となる水抜き、水中機器の引上げ、仮設設備の設置その他の準備・復旧作業は、市と事業者のどちらが実施し、費用を負担するのでしょうか。	施設機能確認は、事業開始前において、通常の維持管理業務の範囲内で確認可能な範囲において実施する想定です。そのため、水抜き、水中機器の引上げ、仮設設備の設置その他の大規模な準備・復旧作業を求めるものではありません。
15	13	3	2	2	(4)		事業終了に伴う施設等の確認	施設等に管路が含まれるか？　含まれる場合は、管路施設に対する考え方を教示ください ※　実施方針、要求水準書とも管路施設との表記がなく施設と表記された場合は管路は含まれないとの認識で良いか？	「施設等」には管路施設を含みます。なお、管路施設については、事業期間中に事業者が蓄積した調査記録、修繕履歴その他の維持管理に関する情報等を確認することを想定しています。

敦賀市上下水道管理・更新一体マネジメント事業　要求水準書（素案）に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目①	細目②	項　目　名	質問の内容	回答
16	13	3	2	2	(2)		施設機能確認の実施方法	管路施設について、台帳と関連図書の確認によって状態を確認するとありますが、布設年度と管種、耐用年数による評価を行うとの理解でよろしいでしょうか。	市は、台帳、関連図書に加え、調査記録、修繕履歴等の維持管理情報を提示する想定です。事業者においては、これらの情報を用いて状態の確認及び評価を行うことを想定しています。なお、これらの資料の確認及び評価は市と事業者の双方で実施するものであり、老朽化に起因して履行期間中に発生する事故等に関するリスク分担については、当該確認及び評価結果を踏まえて整理する想定です。
17	14	3	2	3	(1)		情報管理	書類等を無期限で保存することは困難です、最長何年と考えているかを教示ください	本事業に係る情報は、原則として履行期間中、市の文書管理に関する規程等に準じて保存してください。履行期間終了後は、市が引継ぎ又は継続保存を求めるものを除き、適切に処分できるものとします。なお、法令等に保存期間の定めがある資料については、当該法令等に従ってください。
18	14	3	2	3	(3)		情報管理	管路施設において台帳の正確性を確認する必要はあるか？ある場合は測量費用等が見込まれるとの認識で良いか？	台帳情報の不足又は不整合が判明した場合は、その内容を市へ報告し、対応を協議する想定です。なお、台帳の正確性の確認は、本事業の各業務を実施する上で確認可能な範囲とし、全路線を対象とした測量や台帳是正を求めるものではありません。
19	16	3	2	6	(3)		設計業有無及び更新工事 設計業務及び更新工事	機器の更新に際し、準拠する基準類はございますでしょうか。	更新工事及び設計業務は、要求水準書に定める事項のほか、関係法令、各種技術基準、指針、要領等に基づき実施するものとします。
20	16	3	2	7	(2)	4)	作業手順	新技術の導入について、公的な評価又は証明等がない場合であっても、市との協議及び合意により採用することは可能との理解でよろしいでしょうか。	新技術の導入は、要求水準の維持、安全性、適用性、経済性、既存施設及びシステムへの影響等を確認した上で、市と事業者との協議及び合意により決定します。なお、公的な評価又は証明がない場合であっても、性能、実績及びリスク対応等を確認し、市が承諾した場合は採用可能とする想定です。
21	16	3	2	7	(2)	3) 4) 5)	作業方法 新技術の活用	事業者は要求水準を維持したうえでの新技術の導入及び活用に努めることが求められていますが、新技術の導入に際しては貴市と事業者間での協議によって決定するとの理解でよろしいでしょうか。	No.20の回答をご参照ください。
22	18	3	3	3	(1)		月間業務計画書	管路施設については、緊急対応以外の業務がない月が生じると想定している。その場合は提出不要でよろしいか？	月間業務計画書については、対象月に業務が発生しない場合においても、その旨を記載の上、提出を求める想定です。

敦賀市上下水道管理・更新一体マネジメント事業　要求水準書（素案）に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目①	細目②	項　目　名	質問の内容	回答
23	18	3	3	3	(2)	－	月間業務計画書	「月間業務計画書は、年間業務計画書の内容に準じ、当該月の計画を日単位で把握できる内容とすること。」とありますが、要求水準書（案）3.2.1.（1）にもあるとおり、本事業は性能発注であり、事業者は自らの責任と判断により実施時期・実施方法等を決定するものであることから、日単位での業務計画を提出させることは性能発注の観点から過剰ではないかと思料します。 計画については全体業務計画書及び年間業務計画書までとし、年間業務計画書の内容に変更及び実績に差異が生じた場合は、月間業務報告書等により報告することで足りるものとしていただけませんでしょうか。	ご意見として承ります。なお、当該月の業務内容を把握するため、月間業務計画書の提出を求める想定です。本事業は性能発注であるものの、事業者において日単位の作業計画を策定することが通常想定されることから、その共有を求めるものです。
24	20	3	7		(1)		対価及び清算方法	集落排水事業の更新に係る業務に関しては、具体的にどういった内容を指しておりますでしょうか。	集落排水事業の更新に係る業務とは、要求水準書（案）P70の「8.2.2 設計業務」及び「8.2.3 更新工事に係る業務」を指します。更新計画案作成業務とは別に、当該更新業務に伴い発生する設計、資材等の購入及び支払いに係る事務についても対象に含みます。
25	20	3	7		(1)		対価及び精算方法	集落排水事業に、管路施設の維持管理にかかる業務の記載が無いが、対価が発生する業務は無いのでしょうか。	集落排水の管路施設については、現時点において計画的な点検等の実施は予定していません。なお、突発的な対応が必要となった場合は、公共下水道管路施設の合意単価に準じて、市と事業者で業務内容及び対価を協議する想定です。
26	28	4	3	8	—	—	予算要求時期における協議	事業者が作成し、市との協議を経て合意した翌年度計画及び概算事業費について、市の予算措置がなされなかった場合の取扱いをご教示ください。	事業者が作成し、市との協議を経て合意した翌年度計画及び概算事業費を基に、市は翌年度の予算措置を行う想定です。なお、予算措置がなされない場合は、市と事業者で対応を協議するものとし、その責任は原則として市が負うものとします。
27	31	5	1	—	—	—	住民対応業務	住民対応の実績（年間件数、月別件数、内容の内訳、緊急対応件数及び休日・夜間対応件数等）をご教示ください。	公告時に提示又は閲覧に供する想定です。
28	35	5	4	4	(2)		排水設備工事に関する業務	現在、未普及解消の整備を実施していると認識していますが、供用区域の問い合わせに対して正確な情報を提供するため、供用区域の告示や縦覧図書に関する情報を適宜提供いただきますようお願いいたします。	供用区域の告示、縦覧図書その他排水設備工事に関する業務の実施に必要な情報については、事業者による適切な窓口対応及び問い合わせ対応が可能となるよう、事業者からの要望に応じて、内容及び取扱条件を確認した上で提供します。
29	38	6	0	0	(2)		水道施設の更新に係る業務	「水道施設の更新に係る業務は、老朽化等により機能の低下又は性能の喪失が生じた水道施設について～」とありますが、予防保全の考えはございませんでしょうか。	ご意見を踏まえ、表現方法を検討します。
30	38	6	0	0	(3)		水道施設の更新に係る業務	老朽化等による機能低下、性能損失が生じた施設を対象としていますが、耐震化は含まれていない認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

敦賀市上下水道管理・更新一体マネジメント事業　要求水準書（素案）に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目①	細目②	項　目　名	質問の内容	回答
31	38	6	1	1	(1)		水質試験業務	水道における水質試験業務は20条機関での実施が義務付けらており、再委託が禁止されている業務になります。本事業は包括委託であり第三者委託とは異なるため、水質試験業務を事業者が受託した後に20条機関へ再委託する行為が法に抵触する恐れがあります。W-PPPによる包括委託においても20条機関への再委託が法的に問題ないことについてご確認いただけないでしょうか。	本事業は水道施設の全部の管理を第三者委託により実施する想定であるため、水質試験業務の20条機関へ事業者から委託を行うことは問題ないと理解しています。
32	43	6	2	2	(1)		業務概要	設計業務の対象数量を明示して頂けないでしょうか。	設計業務の対象数量は固定的に定めるものではなく、事業者が作成する更新計画案を踏まえ、市との協議を経て更新工事年度協定において確定する想定です。
33	44	6	2	2	(5)		特記事項	水道事業の将来計画を踏まえ、最適な施設規模となるよう検討を行うという記載がありますが、土建の建物を含む最適化ということでしょうか。既存施設の耐震化、耐水化、劣化状況などが分かる資料を提供頂けるのでしょうか。	将来計画を踏まえた施設の最適化は、本事業の対象となる設備等を対象としており、土木・建築構造物は更新工事の対象外です。なお、既存施設の耐震化状況、耐水化状況、劣化状況その他関連図書については、公告時に提示又は閲覧に供する想定です。
34	45	6	2	2 3	(2)		更新工事	更新工事の対象数量を明示して頂けないでしょうか。	更新工事の対象数量は固定的に定めるものではなく、事業者が作成する更新計画案を踏まえ、更新工事年度協定により確定する想定です。なお、更新工事は、市が設定する年間上限額の範囲内で実施するものとします。
35	45	6	2	3	(2)	8)	更新工事	耐震診断は本業務に含まれていない認識です。診断結果等を提供して頂けると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	45	6	2	3	(2)	8)	更新工事	耐震診断業務、耐震補強設計業務、耐震補強工事については、本事業には含まれないと認識しています。 各水道施設の耐震化の進捗状況や既往耐震診断の結果、今後の耐震診断、耐震補強設計、耐震補強工事のスケジュールを教えて下さい。	ご理解のとおり、耐震診断業務、耐震補強設計業務及び耐震補強工事は本事業の対象外です。なお、既往の耐震診断結果、耐震化の進捗状況その他関連図書については、公告時に提示又は閲覧に供する想定です。
37	45	6	3	1			事故対応業務	当該業務の想定数量（過去の実績等）をご教示願います（年間●件など）。	事故対応業務の実績については、公告時に提示又は閲覧に供する想定です。なお、当該情報は将来の発生件数等を保証するものではなく、実際の業務は要求水準及び発生状況に応じて実施する想定です。
38	45	6	3	1	(1)		事故対応業務	24時間対応可能な連絡受付体制を確保とありますが、待機費用、夜間・休日費用などの費用を見込んでいただいているという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	45	6	3	1	(2)		事故対応業務	関係部署からの緊急点検依頼及び関係部署への引継ぎを含むが、これらに限らないとありますが、想定以上の出動回数や応急措置の内容が生じた場合は、変更（精算）していただけるという認識でよろしいでしょうか。	想定を超える出動回数又は応急措置が必要となった場合は、市と事業者で協議の上、変更又は精算の対象とすることを想定しています。

敦賀市上下水道管理・更新一体マネジメント事業　要求水準書（素案）に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目①	細目②	項　目　名	質問の内容	回答
40	45、 51、 60、 70	6 6 7 8	2 4 2 2	3 3 3 3	(1) (1) (1) －	7) 1) 7) －	業務範囲	本事業において、将来的に会計検査院による会計検査（実地検査等）が行われる場合、受託事業者（民間側）にはどのような対応（検査資料の作成、説明対応、立会など）が求められる想定でしょうか。また、それらの対応にかかる実務コストの負担、および万が一指摘（変更設計や積算等に関する指摘）があった場合の官民の責任・費用負担の境界について、契約書等でどのように規定される方針かご教示ください。	ご理解のとおり、検査資料の作成補助、説明対応補助、立会補助を求めることを想定しており、これらに係る費用は工事監督業務の費用に含むものとします。 なお、交付金等の返還を求められた場合において、当該事象が事業者の作業、管理又は判断に起因するときは、原則として事業者の責任及び費用負担とします。 一方で、施設固有の状態、市の指示又は事業者の責めに帰すことができない事由に起因するときは、事実関係及びリスク分担表を踏まえ、市と事業者で対応及び費用負担を協議の上、決定するものとします。
41	46	6	3	1	(5)		事故対応業務	必要に応じて事故の関係者に対し、原因調査結果及び措置内容等を説明することとありますが、事故の原因者が民間企業・民間人であった場合は、市職員も同行していただけるという認識でよろしいでしょうか。	事故関係者への原因調査結果及び措置内容の説明は、原則として事業者が対応するものとします。ただし、事故の原因、影響範囲又は関係者との調整内容を踏まえ、市の対応が必要と認められる場合は、市と事業者が連携して対応する想定です。
42	46	6	3	2	(1)	1)	漏水調査業務	漏水調査は、水道管路施設の全てを2年で調査することを基本とするとありますが、漏水箇所が想定より多く、2年間で市内全域を調査できない場合、ペナルティなどの規程はあるのでしょうか。	本事業では、要求水準として水道管路施設全域を2年間で調査することを求めています。なお、漏水箇所への対応等により調査工程への影響が見込まれる場合は、速やかに市へ報告し、対応方針及び調査工程の見直しについて協議するものとします。要求水準の達成状況については、その原因及び事業者の対応状況を踏まえて判断します。
43	46	6	3	3			漏水修理業務	当該業務の想定数量（過去の実績等）をご教示願います（年間●件など）。	漏水修理業務の実績については、公告時に提示又は閲覧に供する想定です。なお、当該情報は将来の発生数量を保証するものではなく、実際の業務は要求水準及び発生状況に応じて実施する想定です。
44	46	6	3	3	(1)	1)	漏水修理業務	漏水修理は、年間を通じて24時間体制で迅速に対応することとありますが、待機費用、夜間・休日費用などの費用を見込んでいただいているという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	47	6	3	3	(1)	8)	漏水修理業務	断水を実施する場合は、対象住民へ事前周知を行うとともに、必要に応じて応急給水の措置を行うこととありますが、住民説明に要する費用や応急給水車の準備などの費用を見込んでいただいているという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。漏水修理業務に係る費用については、過去の実績を参考に、断水時の住民周知、応急給水その他の対応に要する費用を考慮して設定しています。
46	47	6	3	3	(2)		漏水修理業務	漏水修繕費用は、原則として維持修繕と合わせ年間●●（消費税及び地方消費税を含む。）万円とするとありますが、この上限額以上の漏水修理が必要となった場合は、変更（精算）していただけるという認識でよろしいでしょうか。それとも、上限額を超える漏水修理は、市直営で発注されるということでしょうか。	漏水修繕費用は、要求水準書に示す年間上限額を上限として設定しています。なお、上限額を超える場合は、原則として市が当該業務を実施するものとします。ただし、市と事業者が協議の上、事業者に実施させることが適当と認めた場合は、この限りではなく、必要な費用を追加で精算する想定です。

敦賀市上下水道管理・更新一体マネジメント事業　要求水準書（素案）に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目①	細目②	項　目　名	質問の内容	回答
47	47	6	3	4			道路管理者等が求める立会等業務	当該業務の想定数量（過去の実績等）をご教示願います（年間●件など）。	道路管理者等が求める立会等業務の実績については、公告時に提示又は閲覧に供する想定です。なお、当該情報は将来の発生件数等を保証するものではなく、実際の業務は要求水準及び発生状況に応じて実施する想定です。
48	47	6	3	5			仕切弁操作業務（系統変更）	仕切弁操作に伴う濁水等の住民苦情に関するリスク分担をご教示願います。	当該事象が事業者の作業、管理又は判断に起因する場合は、原則として事業者の責任とします。一方、施設固有の状態、市の指示又は事業者の責めに帰すことができない事由に起因する場合は、事実関係及びリスク分担表を踏まえ、市と事業者で対応及び費用負担を協議します。
49	47	6	3	6			仕切弁操作業務（計画排水）	仕切弁操作に伴う濁水等の住民苦情に関するリスク分担をご教示願います。	No.48の回答をご参照ください。
50	48	6	3	7	(1)		仕切弁操作業務（事故時の排水等）	市のホームページ、戸別訪問、広報車その他適切な方法により住民へ周知することとありますが、その分の費用を見込んでいただいているという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
51	48	6	3	7	(3)		仕切弁操作業務（事故時の排水等）	必要に応じて応急給水を実施することとありますが、その分の費用を見込んでいただいているという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
52	48	6	3	8			ユーティリティ及び消耗品の調達管理	当該業務の想定数量（過去の実績等）をご教示願います（年間●件など）。	ユーティリティ及び消耗品の使用実績については、公告時に提示又は閲覧に供する想定です。なお、当該情報は将来の使用量を保証するものではなく、実際の調達数量等は要求水準及び施設の運転状況等に応じて変動します。
53	49	6	4	1	(1)	2)	更新計画案作成業務	事業者は、市が運用するGIS を活用した水道台帳システム（以下、「水道台帳システム」という。）を活用することができるとありますが、水道台帳システムは天筒浄化センターの中で利用可能かご教示願います。	ご理解のとおりです。
54	49	6	4	1	(1)	3)	施設情報等の収集・整理	水道台帳システムの改修が必要となる場合とは、具体的にどのような状態を想定していますか。	水道台帳システムの改修が必要となる場合とは、事業の実施に必要な機能追加又は仕様変更等が必要となる場合を想定しています。なお、台帳情報の不足又は不整合が判明した場合は、その内容を市へ報告し、対応を協議するものとします。
55	49	6	4	1	(1)	3)	施設情報等の収集・整理	水道台帳システムの改修に関する費用は、提案金額に含まれていますか。	現時点において、水道台帳システムの改修は想定していません。なお、台帳情報の不足又は不整合への対応、データの整理及び補正等の軽微な対応については、「4.3 データ更新及び管理業務」に含むものとします。

敦賀市上下水道管理・更新一体マネジメント事業　要求水準書（素案）に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目①	細目②	項　目　名	質問の内容	回答
56	49	6	4	1	(2)	1)	更新計画案作成業務	漏水調査業務等の結果や道路管理者等関係者との調整結果を踏まえ、市が作成している水道管路修繕・改築計画の時点修正を行うこととありますが、想定している時点修正の頻度（●年に1回など）をご教示願います。	水道管路修繕・改築計画の時点修正は、原則として年度ごとに実施する想定です。なお、計画の見直しが必要となる事象が生じた場合は、必要に応じて随時見直しを行うものとします。
57	49	6	4	1	(3)	1)	修繕・改築計画策定	現時点で市にて作成している水道管路修繕・改築計画を提示して頂けないでしょうか。	更新計画案作成業務の実施に必要となる計画及び関連資料については、公告時に提示又は閲覧に供する想定です。
58	49	6	4	1	(3)	1)	更新計画案作成業務	漏水調査業務等の結果や道路管理者等関係者との調整結果を踏まえ、市が作成している水道管路修繕・改築計画の時点修正を行うこととありますが、想定している時点修正の頻度（●年に2回など）をご教示願います。	水道管路修繕・改築計画の時点修正は、更新計画案作成業務の一環として年度ごとに実施する想定です。
59	5	1	4	2	(6)	2)	協力可能業務	別途「敦賀市管工事協同組合が取組む業務一覧」はいつ頃公表されるでしょうか。	令和7年12月24日に市ホームページで公表した「敦賀市ウォーターPPP事業における敦賀市管工事協同組合の実施業務、出資比率及び協議方法の公表について」をご参照ください。
60	50	6	4	2	(1)		業務概要	設計業務の対象数量を明示して頂けないでしょうか。	No.32の回答をご参照ください。
61	50	6	4	2	(2)	1) 3)	設計業務	設計対象となる更新工事が国庫補助金を財源とする場合とありますが、国庫補助金が充足される・されないに関わらず、必要な更新工事の設計を実施するという認識で宜しいでしょうか。それとも、国庫補助金が充足されない場合、更新工事の設計は行わないのでしょうか。	設計業務については、国庫補助金の充足の有無により実施の可否を判断するものではありません。更新工事年度協定に基づき必要な設計業務を実施するものとし、その対象及び実施時期は更新工事年度協定により確定する想定です。
62	51	6	4	2	(5)		特記事項	管路の口径の検討は、管網計算を行わず、既往の計画に基づいて実施する方針でよろしいですか。	管路口径の検討は、既往の計画を基本とします。ただし、必要に応じて事業者が追加検討を行うことを妨げるものではありません。
63	51	6	4	3	(1) (2)		更新工事	更新工事の対象数量を明示して頂けないでしょうか。	No.34の回答をご参照ください。
64	51	6	4	3	(1)		工事監督業務	公共工事の発注者として、工事の発注、監督及び検査の役割を担うとありますが、工事監督及び検査に関わる費用を見込んでいただいているという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
65	51	6	4	3	(2)	3)	更新工事	工事の実施に当たって、道路管理者及び他占用者との調整を積極的に実施することとありますが、工事調整に関わる費用（会議費用など）を見込んでいただいているという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
66	53	7	0	0	(2)		下水道施設の更新に係る業務	老朽化等による機能低下、性能損失が生じた施設を対象としていますが、耐震化は含まれていない認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

敦賀市上下水道管理・更新一体マネジメント事業　要求水準書（素案）に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目①	細目②	項　目　名	質問の内容	回答
67	54	7	1	2	(2)	1)	保守点検業務	躯体や建具、仕上げ、屋根防水等の土木や建築に関連する箇所の保守点検及び修繕は、本事業の業務範囲外との理解でよいでしょうか。	躯体や建具、仕上げ、屋根防水等の土木や建築に関連する箇所の保守点検及び修繕も本事業に含まれます。
68	56	7	1	4	(1)	1)	運転操作業務[仕様発注]	異常降雨時又は異常降雨が予想される場合の出勤および解散条件をご教示ください。 また、必要な配置人数及び年間の想定回数をご教示ください。	異常降雨時又は異常降雨が予想される場合の対応は、事業者が定める運転管理体制及び対応手順に基づき実施することを想定しています。なお、施設運用上特に必要がある場合は、市と事業者で協議の上、対応するものとします。
69	57	7	2	1			更新計画案作成業務	ガイドライン3.0実施編p.17においては、ストマネ計画と更新計画を区別して記載されています。本事業の要求水準書では、更新計画案として、点検・調査計画が含まれています。 委託費の積算においては、要求水準書に記載の項目で積算すればいいですか。	ご理解のとおりです。
70	58	7	2	2	(1)		業務概要	設計業務の対象数量を明示して頂けないでしょうか。	No.32の回答をご参照ください。
71	59	7	2	2	(2)	2)	計画策定支援	事業計画の計画策定支援とは具体的にどこまでの作業を想定されていますか。	本事業の履行期間中に事業者が蓄積した情報のうち、事業計画の策定に必要な項目の提供を求める想定です。なお、事業計画そのものの決定は市が行います。
72	59	7	2	2	(2)	2)	計画策定支援	想定されている計画策定支援は下水道法第4条に規定する事業計画のみとの認識でよろしいでしょうか。	No.71の回答をご参照ください。
73	59	7	2	2	(2) (5)		施設規模	施設規模の検討において、業務期間中に標準法を高度処理化する場合は対象とする系列は提示されますか。	施設規模の検討に当たっては、公告時に提示又は閲覧に供する事業計画を参照してください。なお、事業計画に変更が生じた場合は、その内容を踏まえて対応するものとします。
74	59	7	2	2	(4)		設計業務	「管路施設」は処理場内の配管でしょうか。公共下水道の管路施設は該当しないという解釈でよろしいでしょうか。	本事業における「管路施設」には、処理場内の配管に加え、処理場等に直結する1スパンの管路施設を含みます。
75	60	7	2	2 3	(2)		更新工事	更新工事の対象数量を明示して頂けないでしょうか。	No.34の回答をご参照ください。
76	61	6 7	2	3	(2)	9)	更新工事	耐震診断業務、耐震補強設計業務、耐震補強工事については、本事業には含まれないと認識しています。 各下水道施設の耐震化の進捗状況や既往耐震診断の結果、今後の耐震診断、耐震補強設計、耐震補強工事のスケジュールを教えて下さい。	No.36の回答をご参照ください。
77	61	7	2	3	(2)	9)	更新工事	耐震診断は本業務に含まれていない認識です。診断結果等を提供して頂けると考えてよろしいでしょうか。	No.36の回答をご参照ください。
78	61	7	3	1			事故対応業務	当該業務の想定数量（過去の実績等）をご教示願います（年間●件など）。	No.37の回答をご参照ください。

敦賀市上下水道管理・更新一体マネジメント事業　要求水準書（素案）に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目①	細目②	項　目　名	質問の内容	回答
79	61	7	3	1	(1)		事故対応業務	24時間対応可能な連絡受付体制を確保とありますが、待機費用、夜間・休日費用などの費用を見込んでいただいているという認識でよろしいでしょうか。	No.38の回答をご参照ください。
80	61	7	3	1	(2)		事故対応業務	関係部署からの緊急点検依頼及び関係部署への引継ぎを含むが、これらに限らないとありますが、想定以上の出動回数や応急措置の内容が生じた場合は、変更（精算）していただけるという認識でよろしいでしょうか。	No.39の回答をご参照ください。
81	61	7	3	1	(5)		事故対応業務	必要に応じて事故の関係者に対し、原因調査結果及び措置内容等を説明することとありますが、事故の原因者が民間企業・民間人であった場合は、市職員も同行していただけるという認識でよろしいでしょうか。	No.41の回答をご参照ください。
82	61	7	3	2			他企業工事等調査立会業務	当該業務の想定数量（過去の実績等）をご教示願います（年間●件など）。	他企業工事等調査立会業務の実績については、公告時に提示又は閲覧に供する想定です。なお、当該情報は将来の発生件数等を保証するものではなく、実際の業務は要求水準及び発生状況に応じて実施する想定です。
83	61	7	3	2	(1)		立会業務	立会業務の受付から実施、立会結果の記録、先方への指示の方法など現状の業務フローをお示しください。	他企業から埋設物確認等の依頼を受けた場合は、台帳等により施設状況を確認し、必要に応じて現地立会いを実施する想定です。
84	62	7	3	3	(3)		清掃業務	本業務は、事後保全を基本とするとありますので、管路内の堆積物などで溢水が発生した場合でも、事業者の責によらないという認識で宜しいでしょうか。	本業務は事後保全を基本とします。ただし、事業者の提案により予防保全として実施することを妨げるものではありません。なお、溢水発生時の責任については、発生原因及び事業者の対応状況を踏まえて判断します。
85	62	7	3	4	(4)		伏越し施設清掃業務	硫化水素等による腐食によりステップ（足掛金物）が劣化しているおそれがあるとありますが、ステップ（足掛金物）の交換が必要となった場合は、変更（精算）していただけるという認識でよろしいでしょうか。	ステップ（足掛金物）の交換は修繕業務の対象として想定しています。なお、修繕費の年間上限額を超える対応が必要となった場合は、要求水準書に定める対価及び精算方法に基づき取り扱うものとします。
86	62	7	3	4			伏越し施設清掃業務	伏越しの個所数をご教示ください。	公告時に提示又は閲覧に供する想定です。
87	62	7	3	5			雨水路スクリーン点検清掃業務	スクリーン設置個所数をご教示ください。契約方法は単価契約とし、実施回数分が支払われる形で良いか教示ください。	雨水路スクリーンの設置箇所数については、公告時に提示又は閲覧に供する想定です。なお、本業務は総価契約単価合意方式を適用する想定であり、合意した単価及び実績数量に基づき精算するものとします。
88	62	7	3	6			雨水路除草浚渫業務	契約方法、清算方法についてどのようにお考えかご教示ください。	総価契約単価合意方式の範囲で実施する想定です。
89	62	7	3	7			刈草回収業務	契約方法、清算方法についてどのようにお考えかご教示ください。	総価契約単価合意方式の範囲で実施する想定です。

敦賀市上下水道管理・更新一体マネジメント事業　要求水準書（素案）に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目①	細目②	項　目　名	質問の内容	回答
90	62	7	3	8			害虫駆除業務	当該業務の想定数量（過去の実績等）をご教示願います（年間●箇所など）。	害虫駆除業務の実績については、公告時に提示又は閲覧に供する想定です。なお、当該情報は将来の発生件数等を保証するものではなく、実際の業務は要求水準及び発生状況に応じて実施する想定です。
91	62	7	3	8			害虫駆除業務	害虫駆除を実施したにも関わらず、住民苦情が生じた場合のリスク分担をご教示願います。	その原因及び事業者の対応状況を踏まえて判断します。当該事象が事業者の作業、管理又は判断に起因する場合は、原則として事業者の責任とします。
92	62	7	3	8			害虫駆除業務	その年の気温・気候により実施数量が変動すると想定されますが、想定数量以上の措置が必要となった場合は、変更（精算）していただけるという認識でよろしいでしょうか。	害虫駆除業務については、総価契約単価合意方式によるものとします。そのため、実績数量に基づき精算する想定です。
93	62	7	3	8			害虫駆除業務	契約方法、清算方法についてどのようにお考えかご教示ください。	総価契約単価合意方式の範囲で実施する想定です。
94	63	7	3	9	(3)		修繕業務	市が事業に含まれない工事を別途発注する場合は、事業者は施工時に立会いを行うとありますが、立ち合いに要する費用を見込んでいただいているという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。市が別途発注する工事の立会いに要する費用は、当該施設の維持管理費に含むものとします。
95	63	7	3	9	(4)		修繕業務	舗装本復旧は、他占用者等と復旧範囲等について十分に協議した上で実施するとありますが、想定数量以上の舗装復旧が必要となった場合は、変更（精算）していただけるという認識でよろしいでしょうか。	修繕業務は実費精算の対象であるため、実際に要した費用で精算する想定です。
96	63	7	3	10	(1)		水防等従事業務	大雨注意報、警報等の発令時又は市からの指示があった場合に、施設に係る水防対応のための待機とありますが、現地対応が不要であった場合でも、待機費用を見込んでいただいているという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。市の指示に基づく待機については、現地対応の有無にかかわらず、水防等従事業務として取り扱う想定です。
97	64	7	4	1			計画的点検・調査	当該業務の想定数量（過去の実績等）をご教示願います（年間●件など）。	計画的点検・調査の実績については、公告時に提示又は閲覧に供する想定です。なお、当該情報は将来の発生件数等を保証するものではなく、実際の業務は要求水準及び発生状況に応じて実施する想定です。
98	64	7	4	1			計画的点検・調査	下水道法改正に伴い、点検方法や頻度（業務内容）が変更となった場合は、変更契約という認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。下水道法その他関係法令の改正に伴い業務内容の変更が必要となった場合は、市と事業者で協議の上、総価契約単価合意方式の範囲で対応するものとします。
99	66	7	4	2	(1)	1)	施設情報の収集・整理	各業務に関する情報を電子データとして蓄積し、管理するとありますが、データ管理の頻度は年に1回という認識で宜しいでしょうか。	各業務に関する情報は年1回ではなく、業務の実施状況に応じて随時更新及び管理することを想定しています。

敦賀市上下水道管理・更新一体マネジメント事業　要求水準書（素案）に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目①	細目②	項　目　名	質問の内容	回答
100	66	7	4	2	(2)		点検・調査計画策定	当該業務の実施時期（令和●年、令和●年など）をご教示願います。	更新計画案作成業務は履行期間を通して行うものを想定しています。なお、作成した更新計画案については、維持管理及び更新工事の実施状況、点検・調査結果等を踏まえ、適宜見直すものとします。
101	66	7	4	2	(2)		点検・調査計画策定	点検・調査の方法や頻度の参考にするため、現時点のストックマネジメント計画の内容をご教示願います。	公告時に提示又は閲覧に供する想定です。
102	66、70	7 7 8	4 4 2	2 2 1	(1) (1) (1)	－ －	更新計画案作成業務	下水道および集落排水事業の管路台帳データ（シェープファイル形式等）について、現状のGISデータの網羅性（特に、布設年度、管種・管径、過去のTVカメラ調査の実施状況、修繕履歴の入力割合）はどの程度でしょうか。また、集落排水の管路についても、下水道と同等の精度でデータ化・蓄積されていると考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。下水道事業及び集落排水事業の管路台帳データ並びに関連資料については、公告時に提示又は閲覧に供する想定です。なお、データの内容及び整備状況については、提示又は閲覧資料をご確認ください。
103	67	7	4	2	(3)		修繕・改築計画策定	修繕・改築計画の予算規模（年間●億円など）の参考にするため、現時点のストックマネジメント計画の内容をご教示願います。	公告時に提示又は閲覧に供する想定です。
104	68	8	1	1			維持管理監督業務	市が指定する地元企業との契約を義務付けられることから、指定業者に起因する損害等のリスクについては発注者が負うという認識でよろしいでしょうか。	市が指定する地元企業を活用する場合においても、要求水準書において維持管理監督業務において「事業者による対応又は判断が困難な場合は、市の指示又は協力を求めること。また、放流水質が法定基準を超過するおそれがある場合又は超過した場合は、速やかに市へ報告すること。」としているため、原則として事業者の責任となる想定です。ただし、市の指示その他事業者の責めに帰すことができない事由に起因する損害は、事実関係を確認の上、リスク分担に従って取り扱う想定です。
105	68	8	1	4 1	(1)		地元企業の活用	市が指定する地元企業との契約を義務付けられることから、指定業者に起因する損害等のリスクについては発注者が負うという認識でよろしいでしょうか。	No.104の回答をご参照ください。
106	68	8	1	1	(2)		維持管理監督業務	集落排水事業の維持管理業務のうち仕様発注部分は『市が指定する地元企業』へ再委託すると規定されています。集落排水の管路施設において、突発的な管きょの詰まり、漏水、道路陥没等が発生した場合（休日・夜間を含む）、一次対応（現場急行・応急措置）の役割を担うのはSPCでしょうか、それとも市が指定する地元企業でしょうか。また、地元企業が一次対応を行う場合、SPCとの連絡・指揮命令体制について市の想定する枠組みはありますか。	一次対応を実施する場合においても、要求水準書において維持管理監督業務を設けているため、原則として事業者であるSPCが当該業務に係る指揮命令及び履行管理を担うものとします。なお、当該事象への対応に当たり、市が指定する地元企業の活用を必須とするものではありません。
107	69	8	1	4			宅内ポンプ場	宅内ポンプ場の所有者は誰になりますか？	宅内ポンプ場は本市が所有する施設であるため、本事業の対象施設としています。

敦賀市上下水道管理・更新一体マネジメント事業　要求水準書（素案）に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目①	細目②	項　目　名	質問の内容	回答
108	69	8	1	3			地元企業の活用	市が指定する地元企業との契約を義務付けられることから、指定業者に起因する損害等のリスクについては発注者が負うという認識でよろしいでしょうか。	No.104の回答をご参照ください。
109	70	8	2	1	(2)		更新計画案作成業務	集落排水事業の更新工事については、原則として事後保全による単独事業として実施すると記載されておりますが、この「単独事業」とは、本事業とは別に貴市からSPC以外へ直接発注される事業を指すとの理解でよろしいでしょうか。	ここでいう「単独事業」は、本事業とは別の発注を意味するものではなく、国庫補助等を活用せず敦賀市の単独財源により実施する事業を指します。ご意見を踏まえ、表現方法を検討します。
110	70	8	2	2			設計業務	設計業務の対象数量を明示して頂けないでしょうか。	No.32の回答をご参照ください。
111	70	8	2	2			設計業務	設計業務の対象は、汚水処理施設、中継ポンプ場でしょうか。（管路施設は除外されていますか。）	ご理解のとおりです。
112	70	8	2	3			更新工事	更新工事の対象数量を明示して頂けないでしょうか。	No.34の回答をご参照ください。
113	71	9	1				災害時対応業務の要求水準	「災害により施設に被害が発生するおそれがある場合」について、何を基準にそれを判断するか、具体例なお考えがあればをご教示ください。	「災害により施設に被害が発生するおそれがある場合」とは、地震、豪雨、洪水等により施設機能への影響が懸念される場合を想定しています。なお、本業務は災害時維持修繕協定に基づく対応を想定しており、事業者は自らの判断により一次調査及び二次災害防止を実施するものとします。当該対応に要する費用については、別途契約により対応する想定です。
114	21	別紙1	—	—			天筒浄化センターの概要	機器リストには、撤去済みの機器と既存する機器が混在しているように見受けられます。 撤去機器と既存機器を区分した機器リストのご提供をお願いします。 また、休止している機器があればそれも示してください。	撤去済みの機器及び休止中の機器については、既存機器との区分が分かるよう、公告時に機器リストへ反映し明示する予定です。
115	21	別紙1	—	—			天筒浄化センターの概要	機器リストに記載された「更新工事開始予定年度」は、当該年度に事業者が更新工事を実施することを予定している機器を示すものですか。	機器リストの「更新工事開始予定年度」は、現時点において市が想定している更新工事の実施年度を示すものであり、当該年度に事業者が更新工事を実施することを確定したものではありません。実際の実施年度については、事業者が作成する更新計画案を踏まえ、更新工事年度協定により決定する想定です。
116	16、83	別紙8 3 別紙8	2 －	7 －	(2) －	4) －	(営業業務)システム構築業務仕様書 (基本要件) 第２条	営業業務に限らず、要求水準書（案）3.2.7「作業方法」（2）作業手順 4）に記載の新技術を導入する場合、当該新技術に関する著作権および所有権は、開発/製造元企業に帰属し、発注者またはSPCには譲渡しないとの理解でよろしいでしょうか。	一般に、新技術に係る著作権、所有権その他の知的財産権は、当該技術の開発者、製造者その他の権利者に帰属するものと考えています。ただし、市と事業者が共同で開発したものについては、市による利用方法を含め協議の上で取り扱うことを想定しています。